

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市交通局契約規程(平成4年交通局規程第17号)第4条の規定に基づいて告示します。

令和2年7月29日

札幌市交通事業管理者
交通局長 浦田 洋

記

1 契約担当部局

〒004-8555 札幌市厚別区大谷地東2丁目4番1号
札幌市交通局事業管理部総務課契約係 電話 (011) 896-2709 FAX (011)896-2790

2 入札に付する事項

(1) 業務の名称

- ア 南北線車両清掃業務
- イ 東西線車両清掃業務
- ウ 東豊線車両清掃業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和2年10月1日から令和5年9月30日までとする。

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 履行場所

- ア 高速電車南車両基地の留置線、南北線の麻生駅及び真駒内駅の各留置線
- イ 高速電車東車両基地の留置線、東西線各駅の留置線(新さっぽろ駅、ひばりが丘駅、南郷7丁目駅、宮の沢駅)
- ウ 高速電車西車両基地の留置線、東豊線栄町駅及び福住駅の留置線

(5) 入札方法

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ、単価で行う。入札書には、ア及びイについては仕様書に記載の基準単価である「毎日清掃A 1編成1回」の金額(円単位)を、ウについては仕様書に記載の基準単価である「毎日清掃 1編成1回」の金額(円単位)をそれぞれ記載すること。基準単価以外の単価については、入札書に記載された金額を基準係数「1.000」とし、入札書に記載された金額に仕様書に記載の単価係数を乗じて算出した額とする。(当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成30~令和2年度(平成30~32年度)札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)にお

いて、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「建物設備等保守管理業」、小分類「その他建物設備等保守管理業」、取扱品目「車両清掃」に登録されている者であること。

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- (6) 札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 平成 30～令和 2 年度（平成 30～32 年度）札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、所在地が「市内」として登録されている者であること。
- (8) 事業協同組合等における取扱いについて

中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち（7）に定める資格については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとすることができる。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記 1 に同じ。

- (2) 開札の日時及び場所

上記 2（1）に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。

- ア 令和 2 年 8 月 20 日（木）10 時 30 分
- イ 令和 2 年 8 月 20 日（木）10 時 40 分
- ウ 令和 2 年 8 月 20 日（木）10 時 50 分

場所はいずれも札幌市交通局庁舎 8 階講堂（札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番地 1）とする。

- (3) 入札書の提出期限及び提出場所

ア 提出期限

令和 2 年 8 月 19 日（水）17 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

イ 提出場所

上記 1 に同じ。

- (4) 入札書の提出方法

送付又は持参による。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額（それぞれの仕様書に記載の予定数量に契約単価を乗じて得た金額をいう。）の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市交通局競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市交通局契約規程第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市交通局契約規程第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 有
- (6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市交通局契約規程第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

- (7) 詳細は入札説明書による。